

宮崎本格焼酎 PR 冊子の制作業務委託仕様書

1 業務内容

平成29年度に県で作成したミニ冊子「焼酎印帳」をもとに、デザインやページ内容の変更等を行い、「本格焼酎推し活ブック」を制作する。

2 作成部数

5,000部以上

3 規格

- (1) 大きさ 105×174mm
- (2) ページ数 68 ページ
- (3) 色 カラー印刷
- (4) 製本方法 無線綴じ
- (5) 紙質 提案による

4 改訂内容

(1) タイトル

これまでの「焼酎印帳」から「本格焼酎推し活ブック」に変更するとともに、表紙、背表紙のデザインを行うこと。

(2) P2

【蔵元・銘柄シール】の説明を削除し、(4)に係る説明文を挿入すること。

(3) P14・P15・P31

正春酒造をやまや蒸留所へ変更すること。また、P31の説明文については、焼酎メーカーへ取材を行い変更すること。

(4) P19～P57

「Put a Sticker! 貼ってください」の画像を削除し、前回の仕様で制作していたシール貼付以外の代替案を提案すること。また、QRコードを大きく表示すること。

(5) 宮崎本格焼酎味わいマップに関する情報を1ページ挿入すること。

画像、説明文、QRコードを1ページにレイアウトすること。

(6) その他

- ・「本格焼酎推し活ブック」の制作にあたり、事業者の独自の提案を盛り込むこと。
- ・制作にあたり、宮崎本格焼酎を効果的に情報発信できる内容とすること。
- ・PR冊子のデータ、画像、テキスト等は県が提供するものを使用するが、不足する画像等がある場合は、撮影、編集等を行うこと。

5 制作方法

- (1) 記事制作、デザイン、レイアウトなどは県と協議の上、受託者が行う。
- (2) 必要な情報やデータ等は、県より提供する。

6 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。受託者は、納品する成果品について、著作者人格権を行使しないこととする。なお、本成果物の制作に本契約に関係なく従前から受託者または第三者に帰属している著作物を利用する場合は、当該著作物の著作権に関しては受託者または第三者に留保される。

(2) 権利関係の処理

- ・素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ・受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ・第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ・著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

7 成果品

- (1) ガイドブックの納品
- (2) 電子データの納品

印刷用の高画質電子データ（PDF）およびHP掲載用の電子データ（PDF）、編集するための電子データ（ai）のそれぞれを提出すること。

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。